

誘導施設

区分	誘導施設	具体的な規模または要件
行政	市役所本庁舎	函館市の事務所の位置を定める条例（昭和40年函館市条例第2号）に規定する市の事務所
	市役所の支所等	<ol style="list-style-type: none"> 1 函館市支所設置条例（昭和31年函館市条例第30号）に規定する湯川支所および亀田支所 2 函館市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年函館市条例第51号）に規定する公営企業（水道事業および公共下水道事業に限る。）の主たる事務所 3 函館市保健所設置条例（昭和48年函館市条例第8号）に規定する保健所
	国・道の行政施設	年金事務所，税務署，法務局，裁判所，公共職業安定所，警察署，総合振興局その他市民の日常生活に関連する行政窓口を有する施設
医療	中・大規模の病院 （一般病床100床以上）	医療法第1条の5第1項に規定する病院で，同法第7条第2項に規定する一般病床を100床以上有するもの
	地域医療を支援する施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 かかりつけ医院等が共同で利用する医療機器を備え，臨床検査，健康診断，人間ドックの実施等を通じて地域の医療機関の診療支援を行う施設 2 函館市夜間急病センター条例（平成20年函館市条例第39号）に規定する夜間急病センター
福祉	福祉センター等	<ol style="list-style-type: none"> 1 函館市総合福祉センター条例（平成5年函館市条例第39号）に規定する総合福祉センター 2 函館市老人福祉センター条例（平成12年函館市条例第16号）に規定する老人福祉センター 3 はこだて療育・自立支援センター条例（平成23年函館市条例第42号）に規定する療育・自立支援センター 4 函館市総合保健センター条例（平成14年函館市条例第59号）に規定する総合保健センター
商業	大規模集客施設	建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（と）項第6号に掲げる施設（劇場，映画館，演芸場もしくは観覧場，ナイトクラブ，客にダンスをさせ，かつ，客に飲食をさせる営業（客の接待をするものを除く。）を営む施設（ナイトクラブを除く。）または店舗，飲食店，展示場，遊技場，勝馬投票券発売所，場外車券売場，場内車券売場，勝舟投票券発売所に供する建築物でその用

		途に供する部分（劇場，映画館，演芸場または観覧場の用途に供する部分にあつては，客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの
文化 ・交流	文化（音楽）施設	不特定多数の者が文化活動または音楽活動の場として利用することができる施設で，当該活動の場として提供する貸室等の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
	コンベンション施設	不特定多数の者が会議，集会または大会（以下「大会等」という。）を開催する場として利用することができる施設で，大会等の場として提供する貸室等の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
	美術館・図書館 （地区図書室等を除く）	1 北海道立美術館条例（昭和42年北海道条例第3号）に規定する北海道立函館美術館 2 函館市図書館条例（昭和25年函館市条例第25号）に規定する中央図書館（同条例第3条に規定する地区図書室等を除く。）
	各種都市機能複合施設	商業，福祉，文化・交流，教育などの機能を複合的に提供することができる施設で，福祉，文化・交流，教育などの機能を提供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
教育	高等教育施設	学校教育法第1条に規定する大学および高等専門学校，同法第108条第3項に規定する短期大学ならびに同法第124条に規定する専修学校